

第2号様式（第6条第1項）

会 議 開 催 案 内

第2回浦安市学校間連携教育実施方針策定委員会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年9月29日

浦安市学校間連携教育実施方針策定委員会
委員長 山本 聖志

1 開催日時

令和7年10月6日（月） 18時00分から19時30分まで

2 開催場所

市役所4階 S2・S3会議室

3 議題

- （1） 第2回策定委員会でのご意見について
- （2） 浦安市学校間連携教育実施方針（素案）について
- （3） 中学校区の取組目標・連携教育の検討状況について
- （4） その他

4 傍聴者の定員 5人

5 傍聴手続

- （1）傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場へお越しください。会場で受付を行います。
- （2）受付開始時間は、当日の17時45分からです。
- （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

浦安市役所教育総務部教育政策課 担当 奥苑・星
電話 047-712-6732（内線 19145）

第3号様式（第7条第4項）

浦安市学校間連携教育実施方針策定委員会傍聴要領

浦安市学校間連携教育実施方針策定委員会事務局

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。